請願番号 請願第25号 受理年月日

月日 | 平成21年9月16日

請願の件名

大淀川水系河川整備計画の見直しと事業促進に関する請願 〈請願の趣旨〉

平成18年3月に策定された「大淀川水系河川整備計画」で、 国土交通省の計画対象区間とされている『庄内川』と『高崎川』 の河川整備計画の早急な見直しと、併せて河川改修工事の早期着 手について宮崎県当局より関係機関へ働きかけていただくよう要 望いたします。

〈請願の理由〉

近年、地球温暖化の影響の下、極地的な集中豪雨や、台風の大型化等で、全国的に風水被害が多発している状況です。当地域も台風接近の度に、河川の外水氾濫に伴う農作物の冠水被害及び住宅の床上浸水等、常に警戒等が必要であり住民の防災に対する意識が非常に高い地域でもあります。実際、台風等による被害を毎年のように被っており、近年では平成5年8月、平成9年9月、平成17年9月と、幾度となく甚大な被害を受けております。

その反面、大淀川水系の流域に位置する都城市は、常に水と共生する市民の姿を市内全域で見ることができますし、かたや利水の面でも農業用水等、多大な恩恵を受けており市民が誇れる河川でもあります。

このような状況の下、平成15年2月に、国土交通省が大淀川水系の長期的な河川整備の基本方針を定める「大淀川水系河川整備基本方針」を策定したのを受けて、平成18年3月には、国土交通省九州地方整備局と宮崎県及び鹿児島県は、大淀川水系の河川整備にかかるこれまでの経緯を踏まえて、今後概ね30年間の整備内容を具体化する「大淀川水系河川整備計画」を策定いたしました。

しかし、策定されました「大淀川水系河川整備計画」を精査してみますと、国土交通省の計画対象区間とされている河川のうち、庄内川と高崎川の河川整備計画は、治水の観点から少々疑問を感じ得ます。何故ならば『大淀川上流部の庄内川合流点上流地区、高崎川合流点付近においては、河道断面が、不足していること等から、近年溢水する事態が頻発しています』と河川整備計画に明記されているにも関わらず、実際の計画にはその意図が十分に反映されておらず対応策が不十分であるという点です。

その庄内川は、大淀川合流点より1.2 km迄が国土交通省の計画対象区間となっていますが、左岸側の大淀川合流点付近は、一部暫々定堤防のため洪水時には外水氾濫し、約49 haもの区域が浸水いたします。

浸水区域のほとんどが農地であり農作物は、塵芥等により甚大な被害を被って壊滅状態となりますし、その復旧までには多大な費用と日数を必要としております。

また、稲穂が冠水しますと米の品質低下、収量減に繋がり、3

割から4割の大幅な収量減は、耕作者にとって大きな死活問題でもあります。

このように、地域一帯は稲作が中心の田園地帯で、毎年、浸水被害の不安を伴いながら農作業に勤しんでいるような状況であります。

高崎川は、大淀川合流点より2.0km迄が国土交通省の計画対象区間であり、そのうち右岸側の一部約0.8kmは、河川整備計画に盛り込まれていますが、この区間は両岸とも外水氾濫し、農地並びに市道等が冠水するにも関わらず、全域的な河川整備計画とはなっておりません。

このような状況下で、今回の河川整備計画に盛り込まれております、右岸側の約0.8km区間を先行して河川改修していただくことは、地域にとって大変有り難い事ではあります。

しかしながら、暫定的に一部の区間のみを改修することは、その分暫々定堤防である左岸側の浸水区域が拡大し、今まで以上に 甚大な被害を誘発することが懸念されますので、バランスのとれ た河川行政を執行していただきたいと思います。

高崎川の外水氾濫による浸水面積は、左岸側約49ha、右岸側約37ha、両岸合わせて約86haと膨大な区域が浸水いたします。その区域のほとんどは、農地であり毎年のように農作物の冠水被害を庄内川流域と同じように受けております。更には、谷ヶ久地区では家屋の床上浸水等も多発し、生活道路である市道も冠水の為、しばしば全面交通止も余儀なくされており孤立する状況が頻繁に発生しております。

今回、「大淀川水系河川整備計画」の策定は既に完了し、次の段階に進んでいることとは思いますが、『本計画は、現時点の流域の社会経済情勢、自然環境状況、河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います』と、河川整備計画に明記されているとおり、更なる見直し等についても柔軟に対応できる、崇高な理念の下に策定された素晴らしい河川整備計画であると思いますので、市民生活の『安全・安心の確保』という観点から、下記のとおり「大淀川水系河川整備計画」の見直しと事業促進について、宮崎県当局より関係機関へ強く働きかけをしていただくよう請願するものであります。

尚、別添資料として、写真、附図を添付いたします。

記

- 1. 庄内川左岸側の暫々定堤防区間を、新たに大淀川水系河川整備計画に盛り込んでいただきたい。
- 2. 高崎川右岸側約0. 8 kmの河川整備計画区間以外の、左岸側及び右岸側の暫々定堤防区間を、新たに大淀川水系河川整備計画に盛り込んでいただきたい。
- 3. 庄内川及び高崎川の河川改修工事に早期着手し、河川流域で

	生活する市民に、『安全で安心できる河川』を早急に提供して いただきたい。
	以上のとおり、地方自治法第124条に基づき請願書を提出いたします。
	星原 透
紹介議員	徳重 忠夫
	萩原 耕三
	満行 潤一
	山下 博三
	蓬原 正三
摘要	